

令和4年度

内部統制評価報告書

令和5年9月  
唐津市



唐津市長 峰 達郎 は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 150 条第 4 項の規定による評価を行い、同項に規定する報告書を次のとおり作成しました。

## 1 内部統制の整備及び運用に関する事項

唐津市長 峰 達郎 は、唐津市の内部統制の整備及び運用に責任を有しており、本市においては、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成 31 年 3 月総務省公表。以下「ガイドライン」という。）に基づき、「唐津市内部統制基本方針」（令和 3 年 4 月 1 日）及び「唐津市内部統制事務処理マニュアル」（令和 3 年 4 月 1 日）を策定し、当該方針等に基づき財務に関する事務に係る内部統制の整備及び運用を行っております。

内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、内部統制の目的の達成を阻害する全てのリスクを防止し、または、当該リスクの顕在化を適時に発見することができない可能性があります。

## 2 評価手続

令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までを評価対象期間、令和 5 年 3 月 31 日を評価基準日として、ガイドラインの「IV 内部統制評価報告書の作成」に基づき、財務に関する事務に係る内部統制の評価を実施いたしました。

## 3 評価結果

上記評価手続のとおり、ガイドラインに規定する評価作業を実施した結果、本市の財務事務に係る内部統制は表 1 のとおりです。

(1) 整備状況の評価結果

評価基準日において整備上の不備を1件把握したため、一部有効に整備されていないと判断しました。

① 整備上の重大な不備 1件

② 整備上のその他の不備 0件

なお、評価により把握した整備上の不備については、令和5年4月1日に是正されていることを確認しました。

(2) 運用状況の評価結果

評価対象期間中において運用上の不備を26件把握したため、一部有効に運用されていないと判断しました。

① 運用上の重大な不備 15件

② 運用上のその他の不備 11件

上記(1)及び(2)の評価結果から、本市の内部統制については「有効に機能していない」と判断しました。

※ 重大な不備……住民や事業者等に直接影響があるもの

※ その他の不備…上記「重大な不備」以外のもの

《表1》

整備状況	運用状況
評価基準日 (R5.3.31)	評価対象期間 (R4.4.1~R5.3.31)
<b>重大な不備 1件</b> (1) 補助金交付要綱 1件 ・教育委員会生涯学習文化財課	<b>重大な不備 15件</b> (1) 収入 2件 ・浜玉市民センター総務・福祉課 ・相知市民センター総務・福祉課 (2) 支出 13件 ・市民環境部税務課 ・浜玉市民センター総務・福祉課 ・巖木市民センター産業・教育課 ・相知市民センター産業・教育課(2件) ・北波多市民センター総務・福祉課 ・北波多市民センター産業・教育課 ・肥前市民センター産業・教育課 ・鎮西市民センター総務・福祉課 ・鎮西市民センター産業・教育課 ・呼子市民センター産業・教育課 ・上下水道局下水道施設課 ・教育委員会生涯学習文化財課

整備状況	運用状況
評価基準日 (R5.3.31)	評価対象期間 (R4.4.1~R5.3.31)
その他の不備 なし	<b>その他の不備 11件</b> (1) 収入 3件 ・経済部商工振興課 ・厳木市民センター総務・福祉課 ・鎮西市民センター総務・福祉課 (2) 支出 2件 ・鎮西市民センター総務・福祉課(2件) (3) 契約 2件 ・肥前市民センター産業・教育課(2件) (4) その他 4件 ・厳木市民センター産業・教育課 ・教育委員会教育企画課 ・教育委員会学校給食課 ・教育委員会生涯学習文化財課

#### 4 不備の内容と再発防止策（是正）に関する事項

内部統制の評価手続において、27件の不備（重大な不備16件、その他の不備11件）を把握しました。

不備の概要については表2及び表3のとおりです。

詳細については、附属資料に「不備の内容及び再発防止策」を添付しています。

〈表 2〉

「整備上の重大な不備」一覧（概要）

No	部課等名	リスク	不備の内容	再発防止策
1	教育委員会 生涯学習文化 財課	補助金等の手 続き誤り	要綱の規定が不明確で あった。	要綱の規定を明確な記載 に改めた。

「運用上の重大な不備」一覧（概要）

No	部課等名	リスク	不備の内容	再発防止策
1	相知 市民センター 総務・福祉課	有線テレビ 使用料の誤 徴収	転出による解除手続 き後も口座振替によ る誤徴収を継続した もの	職員の人事異動後の過 年度分の再確認作業で解決 したが、複数人によるチ ェック体制を強化する。
2	市民環境部 税務課	支払遅延	物品納入後に事業者 請求書に不備があつ たため修正を依頼し たが、その後の確認を 怠り支払遅延が発生 したもの	支払い状況確認表と予算 整理簿との照合を行うこ とで支払事務遅延の再発 を防止する。
3	浜玉 市民センター 総務・福祉課	領収証発行 の誤り	金額及び日付記入の 誤り	2重チェックするなどの 体制を構築する。
4	浜玉 市民センター 総務・福祉課	支払遅延	会議出席委員への報 償費支払いが遅延し たもの	支出事務適正化の徹底及 びチェック体制を強化す る。
5	厳木 市民センター 産業・教育課	補助金交付 の不適切事 務	補助金交付要綱の内 容を正確に把握せず、 補助金額の算定を誤 ったもの	補助金事務適正化の徹底 及びチェック体制を強化 する。
6	相知 市民センター 産業・教育課	補助金交付 の不適切事 務	補助金交付要綱の内 容を正確に把握せず、 補助金額の算定を誤 ったもの	補助金事務適正化の徹底 及びチェック体制を強化 する。
7	相知 市民センター 産業・教育課	補助金交付 の不適切事 務	補助事業の計画変更 手続きを実施しなか ったもの	補助金事務適正化の徹底 及びチェック体制を強化 する。
8	北波多 市民センター 総務・福祉課	支払遅延	請求書を一時保管し、 支払い事務を怠った もの	未請求・未払い一覧表を 作成し、チェック体制を 強化する。
9	北波多 市民センター 産業・教育課	補助金交付 の不適切事 務	補助金交付要綱の内 容を正確に把握せず、 補助金額の算定を誤 ったもの	補助金事務適正化の徹底 及びチェック体制を強化 する。
10	肥前 市民センター 産業・教育課	手数料の過 払い	請求金額を誤って支 払ったもの	チェック表を作成し、複 数人によるチェック体制 を強化する。
11	鎮西 市民センター 総務・福祉課	負担金の過 払い	請求書を事前に受領 したことによる事実 確認不足によるもの	支出事務適正化の徹底及 びチェック体制を強化す る。

No	部課等名	リスク	不備の内容	再発防止策
12	鎮西 市民センター 産業・教育課	補助金交付 の不適切事 務	補助金交付要綱の内 容を正確に把握せず、 補助金額の算定を誤 ったもの	補助金事務適正化の徹底 及びチェック体制を強化 する。
13	呼子 市民センター 産業・教育課	補助金交付 の不適切事 務	補助金交付要綱の内 容を正確に把握せず、 補助金額の算定を誤 ったもの	補助金事務適正化の徹底 及びチェック体制を強化 する。
14	上下水道局 下水道施設課	支払遅延	業務完了報告の未実 施による支払事務の 遅延	適正な業務執行管理の徹 底
15	教育委員会 生涯学習文化 財課	補助金等の 手続き誤り	補助金額の算定及び 実績報告の審査確認 が不足していた。	各補助金要綱を遵守し、 チェック等を徹底する。

《表 3》

「その他の不備」一覧（概要）

No	部課等名	リスク	不備の内容	再発防止策
1	経済部 商工振興課	収入調定漏れ	電気料負担金の失念により請求漏れ	チェック体制の徹底
2	巖木 市民センター 総務・福祉課	領収書の発行誤り	領収金額を二重線で訂正し発行していたもの	法令遵守及び複数職員によるチェックを実施
3	鎮西 市民センター 総務・福祉課	契約保証金の還付誤り	庁用車長期リース継続契約における契約保証金の未還付	歳計外現金取扱い一覧表を作成し、財務会計システム等で確実なチェックを行う。
4	鎮西 市民センター 総務・福祉課	契約手続きにおける不適切事務	ファクシミリの再リース契約賃借料を前金払としていたもの	唐津市財務規則に基づき適正な支払を行う。
5	鎮西 市民センター 総務・福祉課	負担金の二重計上	放課後児童クラブの保護者負担金の二重計上(1件)発生	財務会計システムで履歴を確認し、伝票を作成する。
6 7	肥前 市民センター 産業・教育課	随意契約要件の誤り	特定の個人と不適切な随意契約を締結していた。(2件)	唐津市随意契約ガイドラインに基づき適正な契約を実施
8	巖木 市民センター 産業・教育課	不適切な文書修正	砂消しゴムによる文書の修正	砂消しゴムの廃棄を徹底
9	教育委員会 教育企画課	公開情報の誤り	「唐津市の教育」の記載内容に誤り	丁寧な確認を徹底する。
10	教育委員会 学校給食課	進捗管理の未実施	担当者間のスケジュール管理がされていない。	朝礼等で課内及び係内での情報共有を図る。
11	教育委員会 生涯学習文化財課	公開情報の誤り	「唐津市の教育」の記載内容に誤り	課内の確認体制を強化する。

以上が不備の内容と再発防止策（是正）に関する事項です。

今回発生した不備について、次の点を課題として捉えています。

- ・手続きにおける関係法令の認識不足
- ・チェック及びチェック体制が不十分
- ・業務の進捗管理が不十分

これらの課題を解消するために、庁内で情報共有を行い、内部統制についての意識と認識が深まるよう周知徹底を図るとともに、継続的な指導等により今後の内部統制の精度向上に努めていきます。

令和5年9月5日

唐津市長 峰 達 郎